



一般財団法人 日本医学物理士会 賛助会員に関する細則

2025年3月26日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）の、賛助会員に関する事項について定める。

(特典)

第2条 会員区分により会計年度内に以下の特典が付与される。

会員区分	特典
A 会員	<ul style="list-style-type: none">● 広告に関する細則で定めた広告の掲載● Web 講習会での広告の掲載● 会誌への寄稿（年度内に1回）● e-learning コンテンツ視聴アカウント1個
B 会員	<ul style="list-style-type: none">● 広告に関する細則で定めた広告の掲載● Web 講習会での広告の掲載● 会誌への寄稿（年度内に1回）

(附則)

第3条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。